

令和四年九月八日

第二十九回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会

東京都中央卸売市場

目次

1.	開 会	1
2.	委員紹介	3
3.	市場長挨拶	4
4.	審議事項 令和五年における休業日の設定について (水産物、青果物、食肉、花き)	7
5.	報告事項 東京都中央卸売市場における取引等の状況について	15
6.	閉 会	21

日時 令和四年九月八日（木）

午後一時三十分

場所 東京都庁第一本庁舎四十二階特別会議室A

出席者

会 長	中西 充	東京都競馬株式会社代表取締役社長
会 長 代 理	清水 みゆき	日本大学生物資源科学部食品ビジネス学科教授
委 員	伊藤 裕 康	東京都水産物卸売業者協会会長（欠）
〃	小川 一 夫	東京食肉市場株式会社代表取締役社長
〃	尾崎 あや子	東京都議会議員
〃	斧田 清 幸	東京都花き振興協議会理事
〃	川原 常 光	東京都花き振興協議会会長
〃	小森 雄 貴	京浜地区青果卸売会社従業員連絡協議会（欠）
〃	近藤 栄一 郎	東京都青果物商業協同組合理事長
〃	酒川 満 男	東京都花き振興協議会取引委員長
〃	白戸 太 朗	東京都議会議員
〃	杉本 英 美	公認会計士
〃	鈴木 あきまさ	東京都議会議員
〃	鈴木 敏 行	東京中央市場青果卸売会社協会副会長

書  
記

板倉 広泰

担当部長（管理部総務課長事務取扱）

〃 早乙女 芳明

福祉保健局市場衛生検査所長

〃 前田 豊

中央卸売市場事業部長

〃 萩原 功夫

中央卸売市場財政調整担当部長

〃 渡邊 貴史

中央卸売市場市場政策担当部長

〃 北島 隆

中央卸売市場渉外調整担当部長

〃 松田 健次

中央卸売市場管理部長

幹事 河内 豊

中央卸売市場長

臨時委員 細川 允史

卸売市場政策研究所代表（欠）

〃 渡邊 一夫

東京都水産物小売団体連合会会長

〃 山崎 初美

主婦連合会環境部副部長

〃 宮本 重樹

東京都食肉事業協同組合理事長

〃 三木 純一

全国農業協同組合連合会園芸部長

〃 増山 春行

全国青果卸売協同組合連合会関東地区協議会会長

〃 細田 いさむ

東京都議会議員

〃 二村 真理子

東京女子大学現代教養学部国際社会学科教授（欠）

〃 早山 豊

東京魚市場卸組連合会会長

〃 野本 照雄

東京食肉市場卸商協同組合理事長

〃 中田 たかし

東京都議会議員

〃 長岡 英典

一般社団法人大日本水産会常務理事

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
春田佳文	谷合紀浩	南波伸也	竹内一生	長谷川昌之	鶴田勝	福田政之	坪内貴博	小坂勉	松本隆博
事業部市場業務専門課長	事業部経営企画担当課長	事業部経営支援担当課長	事業部市場運営担当課長	事業部施設課長	事業部業務課長	管理部財政調整担当課長	管理部広報・組織担当課長	管理部財務課長	管理部市場政策課長

## 第二十九回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会

午後一時三十分 開会

### 一．開 会

○司会（鶴田） 大変お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから第二十九回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会を開会させていただきます。

本日、委員の皆様方には、ご多用中のところ、またお足元の悪いところご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

私は、当協議会の事務局を務めております東京都中央卸売市場事業部業務課の鶴田でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

初めに、本日の会議でございますが、会場でご出席の方とリモートでご出席の方がいらっしゃいます。

ここで、会議におけます機器の使用についてご説明を申し上げます。

まず、会場でご出席の委員の皆様にご案内を申し上げます。会場の中央部及び会場の後方両脇にございますモニターには、リモートでご出席の委員の方々と会場の様子が映し出されております。また、ご発言の際でございますが、卓上のマイクの二つの銀色のボタンがあるかと存じますが、その右側のボタンを押していただいで、電源を入れてからお話いただけますようお願い申し上げます。ご発言が終わりましたら、再度右側の銀色のボタンを押していただきまして、電源をお切りください。ハウリング防止のため、ご発言のとき以外は電源をお切りいただきま

すようお願いを申し上げます。なお、ご発言の際は、座ったまま、そして、恐れ入りますが、マスクをご着用の上、お話しいただきますよう重ねてお願いを申し上げます。

次に、リモートでご出席の委員の皆様にご案内をいたします。お手元のパソコン端末のカメラ機能はオンにしておいたくださる存じます。機器の不調等で映らない場合は、こちらで音声等を確認してございますので、何かあればお声がけをいただければと思いますので、柔軟にご対応いただければと存じます。また、ご発言以外の場合は、マイクをミュートに設定していただきますたく存じます。ご発言の際は、Zoom機能にございます挙手ボタンをお使いいただくことなく、画面に映るように手を挙げていただいて、お名前をお呼びいたしましたら、ミュートを解除した上でお話しいただきますようお願い申し上げます。画面がちよっと映らない、カメラの不調の場合については、議事状況に応じてお声がけをいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。音声やカメラ、接続不良などにより不具合が生じた場合は、大変お手数ですが、事前にお伝えをしております緊急時の連絡先までご連絡をお願い申し上げます。

最後に、リモートでご参加の傍聴の方、報道機関の皆様方に申し上げます。傍聴に当たりましては、事前にお伝えしております留意事項をご遵守いただきますようご協力をお願い申し上げます。また、音声等について不具合が生じた場合は、事前にお伝えした連絡先までご連絡いただきますたく存じます。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、会議に先立ちまして、定足数の確認をさせていただきます。当運営協議会は、東京都中央卸売市場条例第七十一条第一項の規定によりまして、議事に関係がある臨時委員を含めた総委員の半数以上の出席によって成立することとなっております。本日時点での協議会委員定数二十六名のうち二十二名の方にご出席をいただいております。したがって、定足数を満たしておりますので、本会は有効に成立しておりますので、ご報告をさせていただきます。

なお、本日は、四名の委員の方から、あらかじめご欠席の申出を頂戴しております。欠席は、伊藤委員、小森委員、二村委員、細川委員でございます。

次に、お手元に配付させていただきました資料の確認をさせていただきます。

順番に、資料一、次第でございます。資料二、委員名簿、資料三、幹事・書記名簿、資料四、座席表、資料五、諮問文の写し、資料六、審議事項、資料七、報告事項、それぞれの資料でございます。

なお、諮問文の原本につきましては、会長のお席にご用意をさせていただきます。

恐れ入ります。資料の不足等がございます場合は、お申出をいただきたいと思いますと存じますが、よろしゅうございますでしょうか。ありがとうございます。

## 二．委員紹介

○司会　それでは、次に、委員のご紹介をさせていただきます。お手元の資料二、委員名簿をご覧ください。

当運営協議会の委員の任期は、東京都中央卸売市場条例第六十八条第一項に基づき、二年となっております。本日ご出席の委員の皆様には、令和四年七月一日から令和六年六月三十日までの間、委員をお願いいたしております。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、今回新たにご就任いただきました委員の方をご紹介させていただきます。

恐れ入ります。新任の委員の方は、着席のまま結構でございますので、一礼をお願いできればと存じます。

申し上げます。

清水みゆき委員でございます。

恐れ入ります。小森雄貴委員、二村真理子委員、本日ご欠席でございますので、改めて次回会議においてご紹介

申し上げたいと存じます。

なお、引き続き委員をお願いいたしております皆様方につきましては、恐縮でございますが、お手元にお配りしてございます委員名簿をもってご紹介に代えさせていただきますと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。続きまして、資料三、幹事・書記の紹介についてでございますが、お手元の幹事・書記名簿をもちまして紹介に代えさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

### 三．市場長挨拶

○司会　それでは、議事に先立ちまして、開設者を代表いたしまして、河内豊市場長よりご挨拶を申し上げます。河内市場長、よろしくお願いたします。

○河内幹事　着座のまま失礼いたします。

東京都中央卸売市場長の河内でございます。開会に当たりまして一言ご挨拶をさせていただきます。今日は、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、第二十九回東京都中央卸売市場取引業務運営協議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日もご審議を予定してございますのは、東京都中央卸売市場の令和五年における休業日の設定についてでございます。

市場の開場日及び休業日につきましては、卸売市場で事業を行う皆様や生産者や実需者の方々など、市場を利用する皆様にとって営業活動そのものに関係しております、ひいては生鮮品等を消費する都民の方々にも影響を及ぼしかねない非常に重要な事項でございます。

こうしたことから、令和五年の休業日の設定に当たりましては、市場関係者の皆様と卸売市場を取り巻く流通環

境や経営状況等、様々な角度から協議を重ねますとともに、全国の他都市の市場開設者の間でも意見交換をしてまいりました。さらに、青果物の産地や量販店などの実需者の方々からも、市場の休開市に対するお考えなどを聴取してまいりました。

本日は、これまでの協議やご意見を踏まえまして都と業界との間で調整を進めてまいりました結果を、原案としてご説明をさせていただきます。委員の皆様のご意見の忌憚のないご意見を賜りますよう、ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上、甚だ簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしく  
お願い申し上げます。

○司会 河内市場長、ありがとうございました。

次に、今任期におけます会長の選任を皆様をお願いしたいと存じます。

会長の選任につきましては、東京都中央卸売市場条例第六十九条第一項の規定によりまして、委員の互選によってこれを定めるということになってございます。恐れ入ります。どなたかご推挙を賜りたいと存じますが、いかがでございますでしょうか。

(早山委員から挙手あり)

○司会 早山豊委員、お願いいたします。

○早山委員 委員の早山でございます。

私は、会長に中西委員をご推挙申し上げたいと存じます。中西委員は、過去に中央卸売市場長、さらには東京都副知事も務められた方でありまして、卸売市場における取引や業務運営についても精通されております。また、平成三十年九月から当協議会の会長をお務めになっておられます。そのご見識とご経験からも、当協議会の運営に当たり会長として最適の方であろうと考え、ご推挙申し上げます。

○司会 ありがとうございます。ただいまは早山委員より中西委員をご推挙するとのことご発言をいただきました。皆様、いかがでございますでしょうか。

〔異議なし〕の声あり

○司会 ありがとうございます。ご異議なしということでございますので、中西委員、恐れ入りますが、会長をお引き受けいただきたく、よろしくお願いいたします。

○中西委員 ご指名でございますので、お引き受けをいたします。よろしくお願いいたします。

○司会 よろしくどうぞお願いいたします。

それでは、中西委員、恐れ入りますが、どうぞ会長席のほうへご移動いただきたく、よろしくお願いいたします。

（中西会長、会長席へ移動）

○司会 それでは、恐れ入ります。中西会長より一言ご挨拶をお願いいたたく存じます。よろしくお願いいたします。

○中西会長 ご推挙いただきました中西でございます。皆様のご協力いただきまして、議事が円滑に進むように努めます。まいります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○司会 ありがとうございます。

続きまして、会長代理の選出を行いたく存じます。

会長代理は、東京都中央卸売市場条例第六十九条第三項の規定によりまして、あらかじめ会長からご指名をいただくこととなっております。中西会長、よろしくお願いいたします。

○中西会長 それでは、会長代理につきましては、清水委員にお願いしたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

〔異議なし〕の声あり

○中西会長 それでは、清水委員、恐縮でございますが、よろしくお願いいたします。

○司会　それでは、清水委員、恐れ入りますが、会長代理席のほうへご移動いただきたく、よろしく願いいたします。

（清水会長代理、会長代理席へ移動）

○司会　それでは、清水会長代理より一言ご挨拶をお願いしたく存じます。よろしく願いいたします。

○清水会長代理　ただいま会長代理にご指名いただきました日本大学の清水と申します。本委員会には今期から初めてということ、不慣れなこともあるかと思いますが、中西会長をはじめ委員の皆様方のご協力を得て職責を全うできよう努めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○司会　清水会長代理、ありがとうございました。

それでは、この後の議事進行につきましては、中西会長をお願いいたしたく存じます。どうぞよろしく願いいたします。

#### 四．審議事項

令和五年における休業日の設定について

（水産物、青果物、食肉、花き）

○中西会長　それでは、これより議事に入りたいと思います。

お手元に配付してございます次第に従いまして会議を進めることといたします。まず初めに、審議事項につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○前田幹事　着座のまま失礼いたします。中央卸売市場事業部長の前田でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、私から、本日、本運営協議会で諮問させていただく審議事項につきましてご説明させていただきます。

お手元配付の資料五をご覧ください。令和四年九月八日付の諮問文でございます。

東京都中央卸売市場取引業務運営協議会会長殿。

東京都中央卸売市場条例第六十六条の規定に基づき、下記の事項について貴運営協議会の意見をいただきたく、諮問します。

東京都知事、小池百合子。

- 一、諮問事項。令和五年における休業日の設定について（水産物・青果物・食肉・花き）。
  - 二、諮問理由。東京都中央卸売市場条例第六条第一項の規定に基づく、市場の休業日を設定するため。
- 諮問事項の説明は以上でございます。

○中西会長　ありがとうございます。

それでは、諮問を踏まえまして、令和五年におけます休業日の設定について審議いたします。令和五年における休業日の設定につきましては、水産物、青果物、食肉、花きの取扱品目別に設定してございます。

初めに、水産物についての案につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○前田幹事　それでは、令和五年における休業日の設定についてご説明いたします。

水産物の説明に入る前に、まず、お手元配付の「審議事項」と記載された資料の十ページ、開場日と休業日の設定に関する指針をご覧ください。こちらは青果・水産物の開場日・休業日に関する全国中央卸売市場協会の設定方針でございます。

内容といたしましては、市場の年間休業日数について、昨今の社会経済情勢を踏まえ、市場業者の労働環境の確保や市場取引の活性化の観点から、最低完全週休二日を想定した年間休業日数を確保することを目標とするほか、産地や実需者の状況などを踏まえ休業日数の上乗せを可能とすることや、休業日の設定及び対応、開場日・休業日

はできるだけ全国統一などが記載されております。

これらの設定方針に基づきまして、市場業務の実態に即したものとなるよう、事前に各業界の方々との協議、調整を重ねるとともに、他都市の開設者、生産者並びに実需者の方々とも意見交換した案を本日お諮りしてございます。資料に戻りまして、一ページをご覧ください。

冒頭、休業日の設定についての考え方を記載しております。

それでは、水産物につきまして説明いたします。

休業日につきましては、原則として、祝日のある週においては日曜日及び祝日を、祝日のない週においては日曜日及び水曜日を休業日としております。年始は一月一日から四日まで、年末は十二月三十一日を休業日としております。また、八月十四日及び十五日を夏期休業日としております。

原則によらず祝日ではありますが、開場日とする日として五月五日、八月十一日及び十一月三日、祝日がある週の水曜日を休業日とする日として八月九日及び十一月一日と設定しております。

以上により、休業日は百九日で、開場日数を二百五十六日としてございます。

二ページには、今申し上げた内容をカレンダー形式で掲載をしております。

水産物についての説明は以上でございます。

○中西会長 水産物についての説明は終わりました。何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

○前田幹事 水産卸の伊藤委員からコメントをお預かりしておりますので、代読をさせていただきます。

令和五年の開場日及び休業日の決定に当たりまして、水産卸売業者の代表として一言申し上げます。

言うまでもなく、開場日及び休業日の決定は、市場に多くの商品を集荷し、それを多くの取引参加者の方々に販売する機会を設けるといふ取引環境の側面、そして、その取引を支える従業員の皆さんがその力を毎日十分発揮できるように労働環境を整える側面があると認識しております。

そうした意味におきまして、水産物部においても、令和五年においては、取扱数量が比較的少ない水曜日を休市とし、金曜日の祝日を開市する新たな挑戦に臨むこととなりました。仲卸業者や売買参加者、小売商の方々のご協力をいただきまして初めての試みとなりますが、我々はもちろん、東京都においても、取引数量などの定量データと業界の皆さんの受け止めといった定性データを引き続きしっかりと収集し、取引の活性化と労働環境の向上に向けて、開場日及び休業日の有意義な調整を今後とも行っていたきたいと思います。

さらには、豊洲市場や大田市場など、水産物部や青果部など複数の取扱品目を有する総合市場においては、その市場を利用される買出人や買受人の方々の利便性にも十分に配慮できるよう、市場業者間で力を合わせて取り組む必要があると考えております。東京都におかれては、こうした取組をしっかりと下支えしていただきたいと思います。

伊藤委員からのコメントは以上でございます。

○中西会長　ほかに何かご発言ございますでしょうか。

○早山委員　令和五年の開場日及び休業日の決定に当たりまして、東京都の水産仲卸業者の代表として一言申し上げたいと思います。

ただいま伊藤会長からも発言ありました、代読ですが、水産物部では、これまで実需者の仕入れの状況なども考慮して祝日は休業日としてきましたが、市中の小売店や飲食店の営業形態も多様化してきていることなどを踏まえまして、このたび、金曜日の祝日開市、水曜日の休市に取り組みことといたしました。

我々は、市場取引を今後も活性化させていくため、あらゆる環境変化に臆することなく様々なチャレンジをしていくことにより、東京の食文化をしっかりと下支えしていきたいと考えております。

都民の日常生活に必要な魚介類をはじめとした生鮮食材の供給においては、卸の皆さんに全国から多様な品物を広く集荷していただき、市場で品定めし、取引を成立させた上で、我々がしっかりと消費者まで届くよう努力することが何よりも重要であります。

市場カレンダーの調整のみならず、公正で公平な取引、品質・衛生管理の徹底など、市場取引の根幹となる様々な仕組みを損なうことがないように、そして、市場を利用される方々の利便性がより高まるように、市場の開設者である都のリーダーシップをぜひとも引き続きお願いしたいと思っております。

私からは以上です。

○中西会長　ありがとうございます。ほかに何かご発言ございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

○中西会長　それでは、ないようでございますので、この案をもって決定させていただくということでよろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○中西会長　ありがとうございます。それでは、原案をもって決定したいと思いますと思います。

次に、青果物の案につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○前田幹事　それでは、青果物につきまして説明をいたします。

資料の三ページをご覧ください。

休業日については、原則として、祝日のある週においては日曜日及び祝日を、祝日のない週においては日曜日及び水曜日を休業日としております。年始は一月一日から四日まで、年末は十二月三十日及び三十一日を休業日としております。また、八月十四日及び十五日を夏期休業日としております。

原則によらず祝日でありませんが開場日とする日として八月十一及び十一月三日、祝日がある週の水曜日を休業日とする日として二月八日、四月二十六日、八月九日及び十一月一日と設定しております。

以上により、休業日は百十三日で、開場日数を二百五十二日としてございます。

四ページには、今申し上げた内容をカレンダー形式で掲載しております。

青果物についての説明は以上でございます。

○中西会長 青果物についての説明は終わりました。何かご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

○中西会長 ご発言がないようでございますので、この案をもつて決定させていただくということでよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○中西会長 ありがとうございます。それでは、原案どおりとさせていただきます。  
引き続きまして、食肉について、事務局から説明をお願いいたします。

○前田幹事 それでは、食肉につきまして説明いたします。

資料の五ページをご覧ください。

食肉の案は、食肉市場において都と業界代表者により組織されております取引業務運営協議会が取りまとめたものを基に案としてお諮りしております。

休業日については、原則として、土曜日、日曜日及び祝日を休業日としております。年始は一月一日から四日まで、年末は十二月二十九日から三十一日までを休業日としております。また、八月十四日及び十五日を夏期休業日としております。

原則によらず、土曜日または祝日でありますが開場日とする日として、一月七日、五月六日、八月十一日、十一月二十五日、十二月二日、十二月九日、十二月十六日及び十二月二十三日と設定しております。

以上により、休業日は百十五日で、開場日数を二百五十日としてございます。

六ページには、今申し上げた内容をカレンダー形式で掲載をしております。

食肉についての説明は以上でございます。

○中西会長　ありがとうございます。食肉についての説明は終わりました。何かご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○中西会長　それでは、ご発言がないようでございますので、この案をもって決定させていただくということでよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○中西会長　ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、花きについて、事務局の説明をお願いいたします。

○前田幹事　それでは、花きにつきまして説明いたします。

資料の七ページをご覧ください。

花きの案は、花きのある北足立、大田、板橋、葛西、世田谷の各市場の業界団体で構成される東京都花き振興協議会が取りまとめたものを基に案としてお諮りしております。

休業日につきましては、花きの取引は、切り花が月、水、金、鉢物が火、木、土の各曜日に行われているため、原則として日曜日を休業日としております。年始は一月一日、二日及び三日、年末は十二月三十日及び三十一日を休業日としております。また、八月十四日及び十五日を夏期休業日としております。

原則によらず、日曜日または祝日でありますが開場日とする日として、正月向けの松の取引日を十二月十日、千両の取引日を十二月十七日と設定しております。

以上により、休業日は全市場共通で五十六日で、開場日数を三百九日としてございます。

また、需要特性等を考慮して、市場ごと休業日を設定しております。全市場共通以外の休業日として、北足立市

場が五日、大田市場が二日、鉢物の取扱いが少ない板橋市場が毎週木曜など六十九日、葛西市場が十九日、世田谷市場は三日を休業日として設定しています。

八ページには、今申し上げた内容をカレンダー形式で掲載をしております。

花きについての説明は以上でございます。

○中西会長　花きについての説明は終わりました。何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

○清水会長代理　私が初めてということもあるのかもしれませんが、ほかの今の三つに比べて明らかに目に見える形で休業日が少ないという感想を持ち、それは切り花物と鉢物という特性で開場日が違うということなのかもしれませんが、ほかの三つと同様程度の労働環境が保障されるのかどうかという点、ちよつとお伺いしたいと思います。

○中西会長　事務局、お願いします。

○前田幹事　ただいまの労働環境の確保についてのご質問についてお答えいたします。

花きの市場業者におきましては、切り花と鉢物の取引の状況に応じまして、従業員の出勤シフトを調整するなど、休暇の取得などに配慮して対応しているという認識でございます。そういう意味で、確保されるものと認識しております。

以上でございます。

○清水会長代理　開場日が違うということで考慮されているようで、非常にこれからのワーク・ライフ・バランスを保障されつつあるんだなということは分かるんですが、やはり見える化、きちんと休んでいるということが見えるということも非常に大事ではないかなと思いますので、引き続きワーク・ライフ・バランスの充実にサポートをぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○中西会長　ありがとうございました。ほかに何かご発言ございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○中西会長　ご発言がないようでございますので、この案をもって決定させていただくということでもよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○中西会長　ありがとうございます。

各取扱品目を合わせて、知事から諮問いただいている審議事項につきまして、ただいまの説明のとおり、原案のとおり答申するというところでよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○中西会長　ありがとうございます。

それでは、答申につきましては、後ほど知事宛てに提出をさせていただきたいと思っております。

## 五・報告事項

東京都中央卸売市場における取引等の状況について

○中西会長　続きまして、報告事項に入らせていただきたいと思います。

資料をご覧ください。

報告事項は、東京都中央卸売市場における最近の状況でございます。事務局のほうから説明をお願いいたします。

○前田幹事　それでは、東京都中央卸売市場における取引等の状況についてご報告いたします。

お手元配付の報告事項の資料、一ページをご覧ください。中央卸売市場における取引等の状況についてでございます。

(一) 卸売業者の取扱数量等の推移でございますが、表及びグラフで、令和三年までの過去五年間の取扱数量、金額の推移を取扱品目別にお示ししております。

取扱数量につきましては、水産物及び青果物は、この間減少傾向、食肉はほぼ横ばいとなっております。

取扱金額につきましては、水産物、食肉及び花きは、令和二年は減少しましたが、令和三年は増加しており、青果物は、この間増減をしております。

近年の生鮮食料品等については、気候変動等の影響により生産量や漁獲量が減少し、需給バランスにより価格が大きく変動することも見受けられております。

二ページをご覧ください。(二) 市場業者の経営状況について、直近五年間の推移をお示ししております。

(ア) 卸売業者につきましては、集荷、販売の両面で外部環境の影響を受ける卸売事業の特性上、毎期の取扱数量や販売単価の増減により、その業績は変動する傾向にございます。その結果、経常損益のマイナス事業者、いわゆる赤字業者数は表にお示したとおりでございます。直近、令和二年度の赤字業者数は七社となっております。なお、中段②は統廃合の状況でございます。平成二十五年以降、統廃合はございません。

次に、(イ) 仲卸業者については、全体の業者数は減少傾向、赤字業者の割合は食肉を除いて増加傾向でございます。都では、引き続き定期的な財務検査を行うとともに、経常損益のマイナス事業者、いわゆる赤字業者に対しましては、公認会計士や弁護士、中小企業診断士等の相談による経営指導、相談を行ってまいります。また、業界団体や市場業者による販路拡大や経営力強化等の取組を後押しするため、経営セミナーによる機運醸成や定期的な各場訪問を通じたきめ細かなサポート、補助事業等による支援を実施し、市場業者が抱える課題解決に向けて迅速な支援に努めてまいります。

三ページをご覧ください。東京都中央卸売市場条例改正により規制緩和された、第三者販売及び直荷引きの取引の状況についてでございます。

(ア) 販売金額に占める第三者販売の割合につきましては、令和元年度以降、横ばいの状況でございます。

(イ) 仲卸業者の直荷引きの状況につきましても、令和元年度以降、横ばいの状況でございます。今後も引き続き改正後の動向についてはしっかりと注視してまいります。

最後に、四ページをご覧ください。農林水産省による全国の卸売市場経由率等の推移でございます。

平成二十七年から令和元年までの過去五年間について見ますと、全取扱品目において市場経由率は年々減少しております。

簡単ではございますが、報告事項についての説明は以上でございます。

○中西会長      ありがとうございます。報告事項についての説明は終わりました。何かご質問などございますでしょうか。

○尾崎委員      私のほうからは、四点でちょっと質問していきたくと思っています。

一つは、資料の中で、中央卸売市場の取引の状況、取引数量について説明がありましたけれども、水産物の取引数量について、平成二十九年度を一〇〇にすると、令和二年が八五・八％、令和三年が八五・三％と減少幅が大きい状況だというふうに思います。これはコロナの影響などもあると思うんですけれども、先ほどもちよつと説明があつたんですが、どのようにこういう状況を分析していらっしゃるのかということ伺いたいと思います。

二つ目が市場業者の経営状況ですけれども、先ほどご報告あつたように、令和二年で水産物仲卸業者の赤字業者数が六〇％を超えているという報告がありました。大変深刻な状況だと思います。先ほど報告の中で経営指導していくというようなこともお話がありましたけれども、現在は経営支援をどのように行っているのか伺いたいと思います。

三点目ですが、水産物仲卸業者の中で赤字業者の方が増えていて大変な状況になっていることが分かりますけれども、そうなっていくと、やむなく廃業せざるを得ない事態になっていらっしゃるんじゃないかと思いま

て、心配をしています。やむなくですけれども、廃業なされた仲卸業者の方たちは、どのぐらいいらつしやるのかというところをお聞きしたいと思います。

最後ですけれども、コロナの影響が大きいと思うんですけれども、中央市場のコロナ対策で、特に仲卸業者の皆さんへの支援は、現在どのような支援をやっているのか、対策をやっているのか伺いたいと思います。

○中西会長　では、事務局、よろしいですか。お願いします。

○前田幹事　ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、水産物の取扱数量の減少要因についてでございますが、需要面におきましては、人口の減少等の影響に加えて、食の簡便化志向など、消費者の食に対する意識の変化に伴い、水産物の消費量が減少しております。また、供給面においては、海洋環境の変化等の様々な要因により、漁獲量が長期的に減少しております。このような需給状況の下で中央卸売市場の取扱数量も減少傾向にあるものと分析しております。

続きまして、仲卸業者等に対する経営支援についてでございます。都は、水産仲卸業者などの市場業者を対象として、経営の専門家と連携した情報発信や相談事業などの経営支援策を実施しております。これらの支援策として、専門家による定期訪問相談を実施しており、一例として、売上げが減少している市場業者に対して、経営改善に向けて活用できる支援策を提案するなどの助言を行っております。また、補助事業によりまして、販路拡大や業務の効率化に向けた取組に要する費用の一部を補助しております。今後とも、市場業者の課題やニーズに合わせた支援策を通じて経営改善に向けた取組を後押しし、経営基盤の強化を図ってまいります。

次に、廃業した水産仲卸業者数についてのお尋ねでございますけれども、令和元年四月一日現在の水産仲卸業者数は五百七十六社でございます。令和二年四月一日現在の業者数は五百六十四社となっております。廃業した業者数は十二社でございます。

最後に、仲卸業者に対するコロナ対策の支援についてでございますが、コロナの影響を受けた市場業者への支援

策といたしましたし、市場使用料や光熱水費の支払い猶予や、国や都で実施しております融資等の支援制度の情報提供などを実施してまいりました。また、経営強化推進事業によりまして、業界団体等で実施しておりますスクリーニング検査、自主検査等の緊急対策に対して、補助率五分の四の補助事業を実施しております。このような取組によりまして、コロナの影響を受けた市場業者の経営基盤の強化を支援し、卸売市場の事業継続を確保し、都民に安定的に生鮮食料品等を供給する使命を果たしております。

以上でございます。

○尾崎委員　ありがとうございます。

市場業者、関係者の皆さんというのは、やっぱりコロナの中でも仕事を休むことができないエッセンシャルワーカーの方たちだと思うんですね。ですから、この間、本当にコロナの感染対策、全力で取り組んできたということも承知をしていますし、先ほどもご報告があったように、対策も本当にしっかりやっていたと思うんですが、これからもやっぱり仕事がちちんとできる状況をつくっていくという意味では、対策を講じていただくこと、大事でありまして、感染してしまうと、やっぱり休まざるを得ない。狭いところで仕事せざるを得ないところもあるので、濃厚接触者の問題や感染の広がりという問題もあって、やはり人の問題、重要だと思いますので、休まなければならない、長期に休む必要がある場合には、代替要員をやはり東京都としても支援していただきたいなというふうに思っています。

あとは、一つ目の質問に対して、海洋環境の変化などの様々な要因もありますということもお話があったので、私は気候変動の対策というのは水産業の分野で本当に待ったなしの状況だと思っておりますので、温暖化による海面の温度が上がっていることで水産物の獲得量に大きな影響が出ているという今の状況、本当に対策が必要だと思いますので、そういう点では東京都でも研究していただいたり、本気になった対策を講じていただきたいなというふうに思いますので、ぜひこの分野、ご検討いただきたいと思います。

あとは、中央市場は、安全・安心、非常に大事な分野だと思っています。特に働く方の安全・安心というのは大事な問題で、都政新報で報道されました、八月三十一日に豊洲市場で死亡事故があったという記事を見まして、やはり事故のないような対策を講じていただくというのは大事な問題だと思うので、引き続きその点は東京都としても力を入れていただきたいというふうに思います。

あとは、コロナの影響や、今、物価高騰の問題など、温暖化の影響などもあって、市場関係者の皆さんの努力だけでは何ともならない状況がたくさん出ていますので、ぜひ東京都として市場の業務が持続、継続できるように、商売が継続できるようにということで、対策を検討していただくことを強く求めまして、私の発言とさせていただきます。

○中西会長　ほかに何かご発言ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

○中西会長　それでは、ご発言がないようでございますので、報告事項はこれで終了いたします。

最後に、この機会に何かご発言のある方いらっしゃいますか。よろしゅうございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○中西会長　それでは、協議会はこれで終了いたしますが、閉会の前に、河内市場長からご発言の申出がございますので、頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

○河内幹事　取引業務運営協議会の閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げます。

中西会長をはじめ各委員の皆様におかれましては、令和五年における休業日の設定につきましてご審議をいただき、ご答申を賜りまして、誠にありがとうございました。

ご審議の中でいただきました貴重なご意見につきましては、今後の市場運営の参考にさせていただきます。存じます。

本日もご答申をいただきました内容に基づきまして休業日を決定し、市場業界の皆様や全国の市場関係者の皆様などに周知を行いました。円滑な市場運営につなげてまいりたいと思っております。本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございました。

## 六・閉 会

○中西会長 ありがとうございます。

それでは、これももちまして、本日の取引業務運営協議会を閉会といたします。円滑な会議運営にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。リモートでご出席いただいた委員の皆様もありがとうございました。

午後二時十二分 閉会

——了——